

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年4月14日提出

【発行者名】 TORANOTEC投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー27階

【事務連絡者氏名】 柚木 香乃

【電話番号】 03 - 6432 - 0782

**【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの
名称】** TORANOTECアクティブジャパン

**【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】** 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で、半期報告書を提出しましたので、2020年10月12日付をもって提出した有価証券届出書（2020年12月14日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」という。）の関係情報を更新するため、また、記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、関係事項を下記のとおり訂正を行うものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の記載事項のうち<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社の概況（2020年8月末日現在）

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社の概況（2021年2月末日現在）

(略)

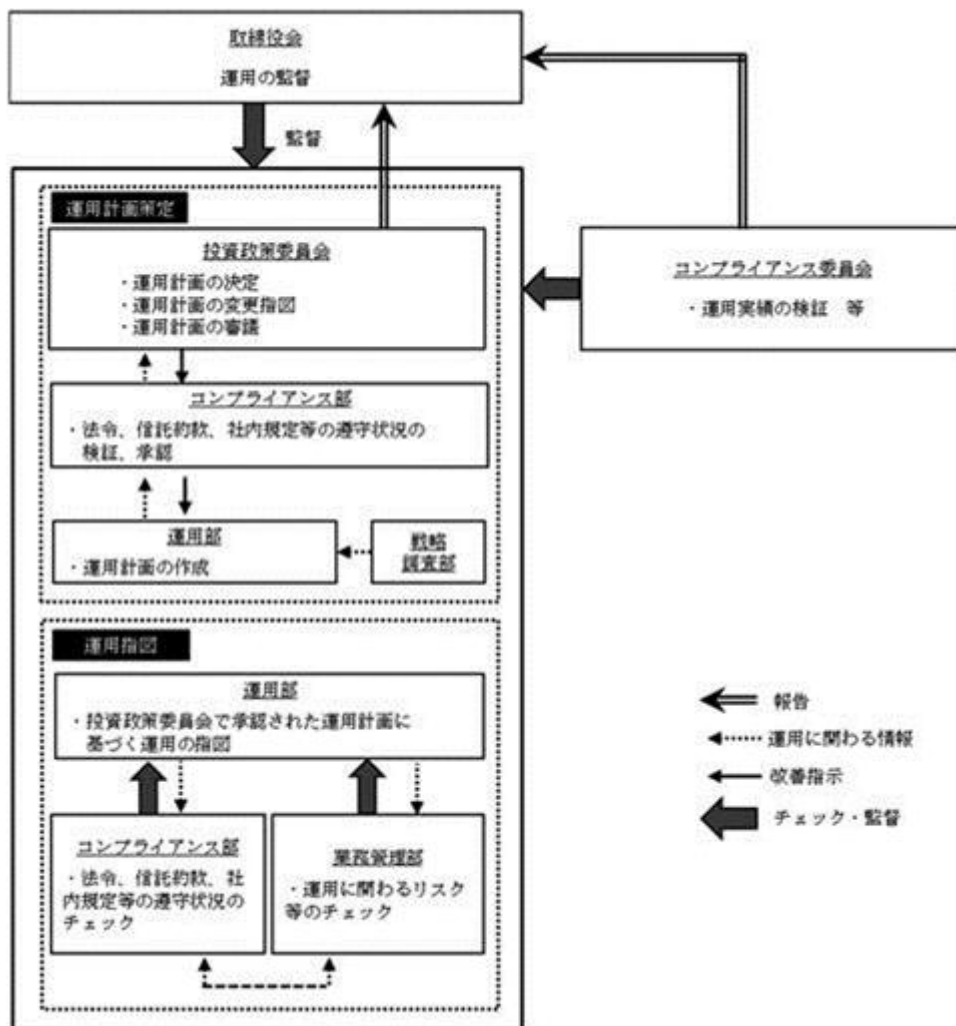
2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は2021年2月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

運用の流れ

(1) 運用計画策定

a. 投資銘柄の決定

委託者の定める投資適格の基準を満たした銘柄を前提とし、東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（JASDAQ上場株式、東証マザーズ上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）の中から、中小型株の投資魅力である企業の成長性を中心に、割安、変化する企業に着眼し、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄の中から、さらに、運用担当者等の個別企業リサーチによる情報収集、分析、評価を経て、株価水準、業種配分、時価総額等を考慮の上、投資銘柄を決定します。

b. 運用計画の決定プロセス

運用会議において、運用担当者は市場環境について討議を行い、戦略調査部による報告を含めた様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し、コンプライアンス部へ提出します。コンプライアンス部は、法令規制および信託約款ならびに社内規程等への適合性を検証します。運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託会社の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、コンプライアンス部に提出します。運用部は、コンプライアンス部の確認がなされた運用計画を、投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議、承認のうえ運用が執行されます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、業務管理部、コンプライアンス部がチェックを行います。

(2) 運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

(3) リスク管理および運用成果のチェック

委託会社の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託会社の業務管理部が日々チェックしており、コンプライアンス部、および運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

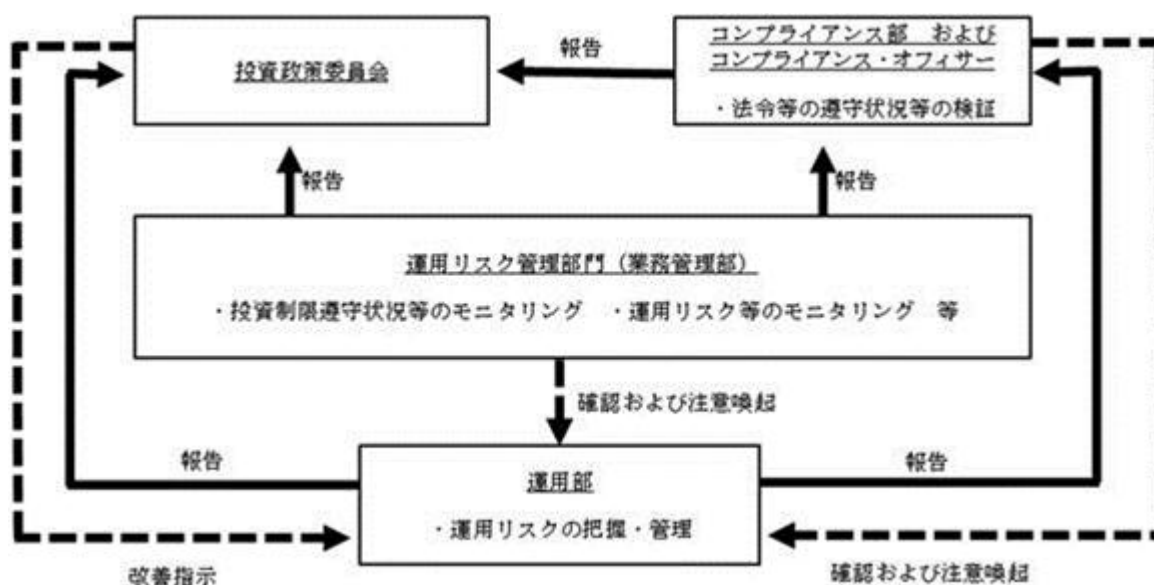
3【投資リスク】

<更新後>

(略)

《リスク管理体制》

運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、業務管理部、コンプライアンス部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社の業務管理部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕 委託会社の業務管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス部、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告します。業務管理部は、状況に応じて運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合は、運用部に対し注意喚起を行い、委託会社の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔3〕 〔2〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

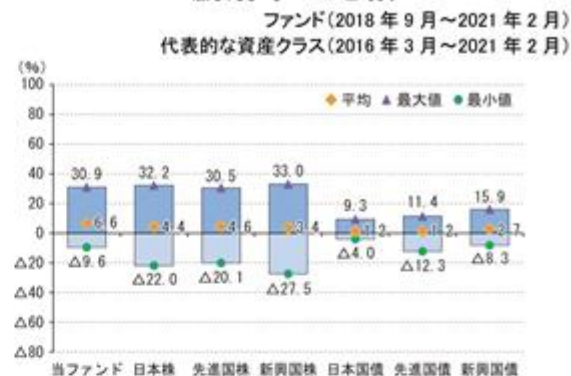
ご参考情報

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- *分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。
- *グラフ右上の期間の5年間の基準価額の推移を表示したものです。
- *年間騰落率は上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- *当ファンドは運用期間が5年未満のため、設定来の推移を表示しています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- *2016年3月～2021年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てがファンドの投資対象とは限りません。なお、ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご注意ください。

出所: Bloomberg のデータを基に TORANOTEC 投信投資顧問作成

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス (円ベース) ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス (円ベース) ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス (円ベース) FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

法人の投資家に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

換金（解約）時および償還時の課税について

【個人の投資家の場合】

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

【法人の投資家の場合】

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

個別元本について

〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

収益分配金の課税について

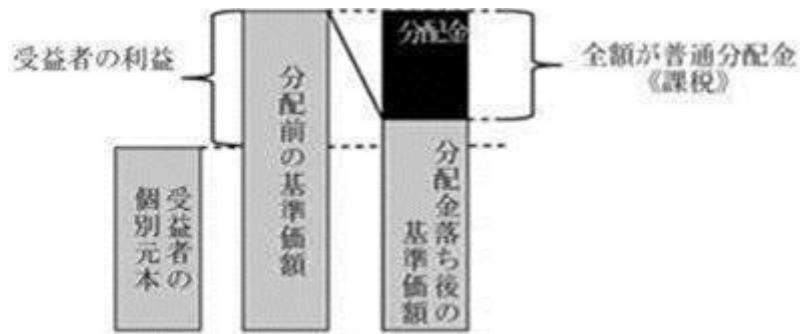
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>

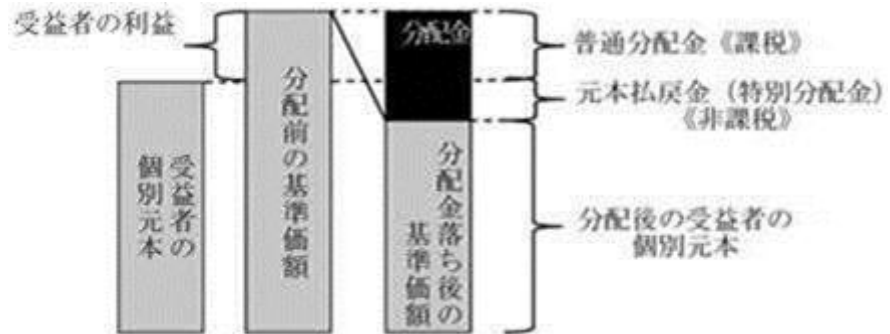
(a.の場合)

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



(b.の場合)

- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



2020年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得、譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用には、専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

個別元本について

- 〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

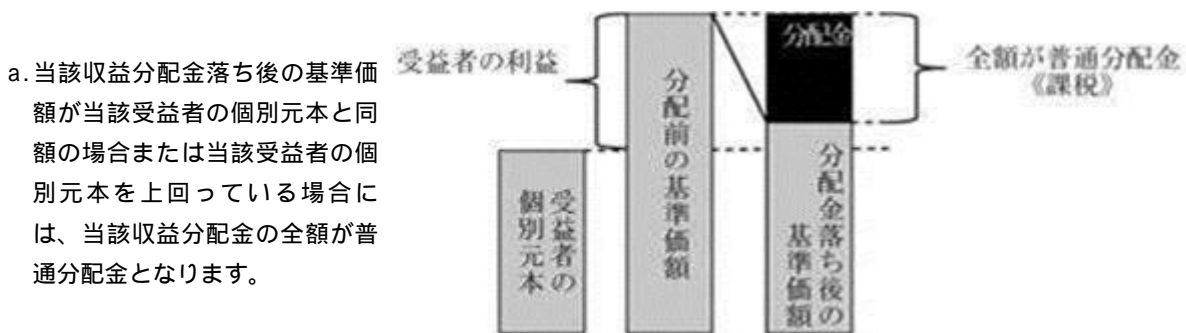
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

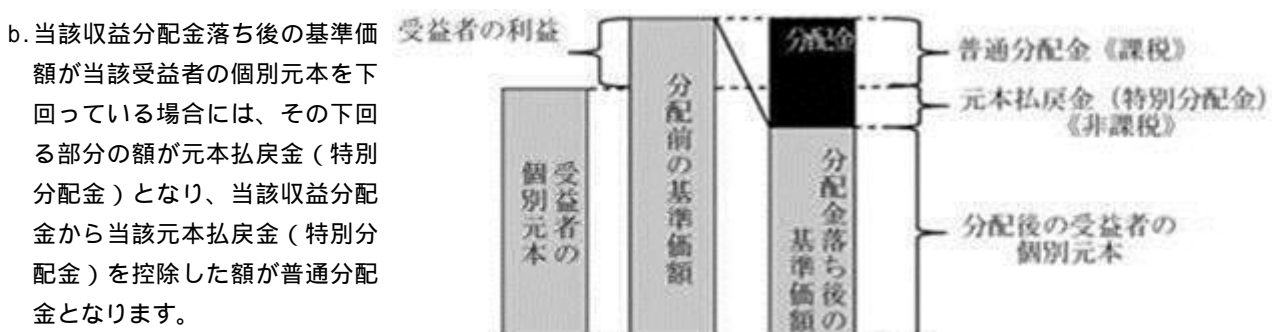
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>

(a.の場合)



(b.の場合)



2021年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

（略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

以下は2021年2月末日現在の運用状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	138,132,400	88.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,115,284	11.02
合計(純資産総額)		155,247,684	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三洋化成工業	化学	1,700	4,711.22	8,009,077	5,040.00	8,568,000	5.52
2	日本	株式	五洋建設	建設業	7,000	590.00	4,130,000	792.00	5,544,000	3.57
3	日本	株式	トクヤマ	化学	2,000	2,582.00	5,164,000	2,656.00	5,312,000	3.42
4	日本	株式	日工	機械	7,500	630.18	4,726,378	708.00	5,310,000	3.42
5	日本	株式	エレコム	電気機器	1,000	5,275.02	5,275,020	4,695.00	4,695,000	3.02
6	日本	株式	トランザクション	その他製品	3,300	978.39	3,228,713	1,116.00	3,682,800	2.37
7	日本	株式	オリコン	情報・通信業	3,500	832.59	2,914,067	1,052.00	3,682,000	2.37
8	日本	株式	システムサポート	情報・通信業	2,600	1,915.00	4,979,000	1,403.00	3,647,800	2.35
9	日本	株式	アパールデータ	電気機器	1,000	3,296.37	3,296,374	3,575.00	3,575,000	2.30
10	日本	株式	明電舎	電気機器	1,500	1,736.00	2,604,000	2,283.00	3,424,500	2.21
11	日本	株式	ベルテクスコーポ レーション	ガラス・土石 製品	1,500	1,733.00	2,599,500	2,229.00	3,343,500	2.15
12	日本	株式	昭和電線ホールディ ングス	非鉄金属	2,000	1,263.00	2,526,000	1,634.00	3,268,000	2.11
13	日本	株式	エフアンドエム	サービス業	2,000	1,331.00	2,662,000	1,631.00	3,262,000	2.10
14	日本	株式	東洋炭素	ガラス・土石 製品	1,700	1,708.36	2,904,212	1,890.00	3,213,000	2.07
15	日本	株式	ニッポン高度紙工業	パルプ・紙	1,000	1,247.16	1,247,160	3,105.00	3,105,000	2.00
16	日本	株式	愛知製鋼	鉄鋼	1,000	2,946.00	2,946,000	3,100.00	3,100,000	2.00
17	日本	株式	シノブス	情報・通信業	1,500	1,883.78	2,825,670	2,028.00	3,042,000	1.96
18	日本	株式	アレンザホールディ ングス	小売業	2,400	1,410.71	3,385,726	1,256.00	3,014,400	1.94
19	日本	株式	タツモ	機械	2,000	1,434.28	2,868,576	1,504.00	3,008,000	1.94
20	日本	株式	日東工業	電気機器	1,500	1,998.61	2,997,918	1,976.00	2,964,000	1.91
21	日本	株式	アイナボホールディ ングス	卸売業	2,700	828.11	2,235,906	1,057.00	2,853,900	1.84
22	日本	株式	グッドパッチ	サービス業	1,000	2,601.98	2,601,983	2,814.00	2,814,000	1.81
23	日本	株式	双信電機	電気機器	6,000	399.67	2,398,066	442.00	2,652,000	1.71
24	日本	株式	古野電気	電気機器	2,500	1,168.54	2,921,350	1,053.00	2,632,500	1.70
25	日本	株式	NexTone	サービス業	800	2,874.40	2,299,525	3,260.00	2,608,000	1.68
26	日本	株式	三協フロンテア	サービス業	700	3,655.00	2,558,500	3,700.00	2,590,000	1.67
27	日本	株式	大阪ソーダ	化学	1,000	2,405.00	2,405,000	2,558.00	2,558,000	1.65
28	日本	株式	メニコン	精密機器	400	5,220.00	2,088,000	6,280.00	2,512,000	1.62
29	日本	株式	インターアクション	精密機器	1,000	1,759.00	1,759,000	2,503.00	2,503,000	1.61
30	日本	株式	正興電機製作所	電気機器	1,200	981.00	1,177,200	2,053.00	2,463,600	1.59

□.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	3.57
		パルプ・紙	2.00
		化学	10.59
		ゴム製品	1.10
		ガラス・土石製品	5.71
		鉄鋼	2.00
		非鉄金属	2.11
		金属製品	2.44
		機械	8.00
		電気機器	16.84
		精密機器	3.23
		その他製品	2.37
		倉庫・運輸関連業	1.17
		情報・通信業	15.77
		卸売業	2.87
		小売業	1.94
サービス業	7.26		
合計		88.98	

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2018年 7月20日)	275,159,749	275,159,749	1.2458	1.2458
第2計算期間末 (2019年 7月22日)	207,889,846	207,889,846	1.2383	1.2383
第3計算期間末 (2020年 7月20日)	213,199,920	213,199,920	1.3386	1.3386
2020年 2月末日	220,434,745		1.2239	
3月末日	213,358,095		1.1711	
4月末日	216,098,820		1.2347	
5月末日	234,789,579		1.3395	
6月末日	233,381,508		1.3407	
7月末日	205,048,998		1.2905	
8月末日	199,638,947		1.3811	
9月末日	182,889,480		1.4554	
10月末日	172,734,419		1.3951	
11月末日	178,271,045		1.4631	
12月末日	195,351,302		1.5177	
2021年 1月末日	183,414,944		1.5117	
2月末日	155,247,684		1.4866	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	0.0000
第2計算期間末	2018年 7月21日～2019年 7月22日	0.0000
第3計算期間末	2019年 7月23日～2020年 7月20日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	24.6
第2計算期間末	2018年 7月21日～2019年 7月22日	0.6
第3計算期間末	2019年 7月23日～2020年 7月20日	8.1
第4中間計算期間末	2020年 7月21日～2021年 1月20日	15.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数 （口）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	762,742,734	541,874,365	220,868,369
第2計算期間末	2018年 7月21日～2019年 7月22日	258,857,684	311,841,998	167,884,055
第3計算期間末	2019年 7月23日～2020年 7月20日	354,607,560	363,215,577	159,276,038
第4中間計算期間末	2020年 7月21日～2021年 1月20日	67,870,318	98,516,516	128,629,840

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みません。

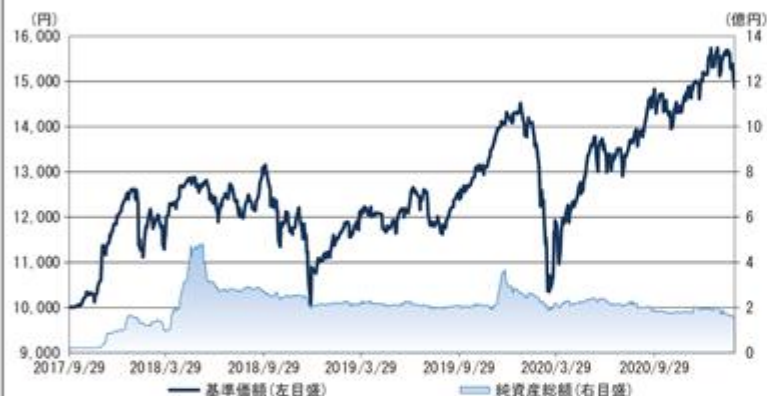
(参考情報)

運用実績 (2021年2月26日現在)

運用実績

運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績は、表紙に記載のTORANOTEC投信投資顧問のホームページでご確認いただけます。

基準価額・純資産の推移 (2017年9月29日～2021年2月26日)



分配の推移

決算日	分配金
第1期 2018年7月20日	0円
第2期 2019年7月22日	0円
第3期 2020年7月20日	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

主要な資産の状況 (2021年2月26日現在)

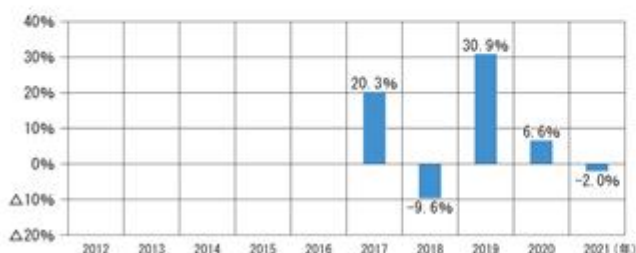
資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	138,132,400	88.98
現金・預金・その他資産(負債控除後)	17,115,284	11.02
合計(純資産総額)	155,247,684	100

組入上位10銘柄			組入上位10業種		
順位	銘柄	投資比率(%)	順位	業種	投資比率(%)
1	三洋化成工業	5.52	1	電気機器	16.84
2	五洋建設	3.57	2	情報・通信業	15.77
3	トクヤマ	3.42	3	化学	10.59
4	日工	3.42	4	機械	8.00
5	エレコム	3.02	5	サービス業	7.26
6	トランザクション	2.37	6	ガラス・土石製品	5.71
7	オリコン	2.37	7	建設業	3.57
8	システムサポート	2.35	8	精密機器	3.23
9	アパールデータ	2.30	9	卸売業	2.87
10	明電舎	2.21	10	金属製品	2.44

※投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

※投資比率は、純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

年間収益率の推移



※2017年は設定日9月29日から12月末日までの収益率を表示しています。

※2021年は年初から2月末日までの収益率を表示しております。

※当ファンドにベンチマーク (運用する際の基準となる指標) はありません。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表を追加します。

<更新後>

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年7月21日から2021年1月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【TORANOTEC アクティブジャパン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2020年 7月20日現在	当中間計算期間末 2021年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	49,211	905,108
コール・ローン	42,175,830	30,591,362
株式	173,312,600	176,156,500
未収入金	1,103,286	-
未収配当金	323,000	201,518
流動資産合計	216,963,927	207,854,488
資産合計		
	216,963,927	207,854,488
負債の部		
流動負債		
未払金	2,392,840	1,966,912
未払解約金	249,599	6,499,402
未払受託者報酬	37,321	32,160
未払委託者報酬	959,590	826,902
未払利息	103	75
その他未払費用	124,554	107,331
流動負債合計	3,764,007	9,432,782
負債合計		
	3,764,007	9,432,782
純資産の部		
元本等		
元本	159,276,038	128,629,840
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	53,923,882	69,791,866
（分配準備積立金）	4,477,740	2,207,535
元本等合計	213,199,920	198,421,706
純資産合計		
	213,199,920	198,421,706
負債純資産合計		
	216,963,927	207,854,488

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年 7月23日 至 2020年 1月22日	当中間計算期間 自 2020年 7月21日 至 2021年 1月20日
営業収益		
受取配当金	1,676,650	1,275,818
受取利息	25	25
有価証券売買等損益	35,393,235	28,511,600
その他収益	76	53
営業収益合計	37,069,986	29,787,496
営業費用		
支払利息	21,179	13,068
受託者報酬	37,224	32,160
委託者報酬	957,073	826,902
その他費用	124,236	107,331
営業費用合計	1,139,712	979,461
営業利益又は営業損失()	35,930,274	28,808,035
経常利益又は経常損失()	35,930,274	28,808,035
中間純利益又は中間純損失()	35,930,274	28,808,035
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	15,512,404	8,406,559
期首剰余金又は期首欠損金()	40,005,791	53,923,882
剰余金増加額又は欠損金減少額	92,802,190	29,814,330
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	92,802,190	29,814,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,256,548	34,347,822
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,256,548	34,347,822
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	82,969,303	69,791,866

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		前計算期間末 2020年 7月20日現在	当中間計算期間末 2021年 1月20日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	167,884,055円	159,276,038円
	期中追加設定元本額	354,607,560円	67,870,318円
	期中一部解約元本額	363,215,577円	98,516,516円
2.	受益権の総数	159,276,038口	128,629,840口
3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3386円 (13,386円)	1.5426円 (15,426円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2020年 7月20日現在	当中間計算期間末 2021年 1月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」の該当部分を以下のように訂正するとともに、以下の内容が更新されます。

<更新後>

【純資産額計算書】

2021年2月26日現在

資産総額	161,681,504円
負債総額	6,433,820円
純資産総額（ - ）	155,247,684円
発行済口数	104,429,119口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4866円
（1万口当たり純資産額）	（14,866円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額（2020年8月末日現在）

現在の資本金の額	5億9,430万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	23,372株

最近5年間における主な資本金の額の増減は以下の通りです。

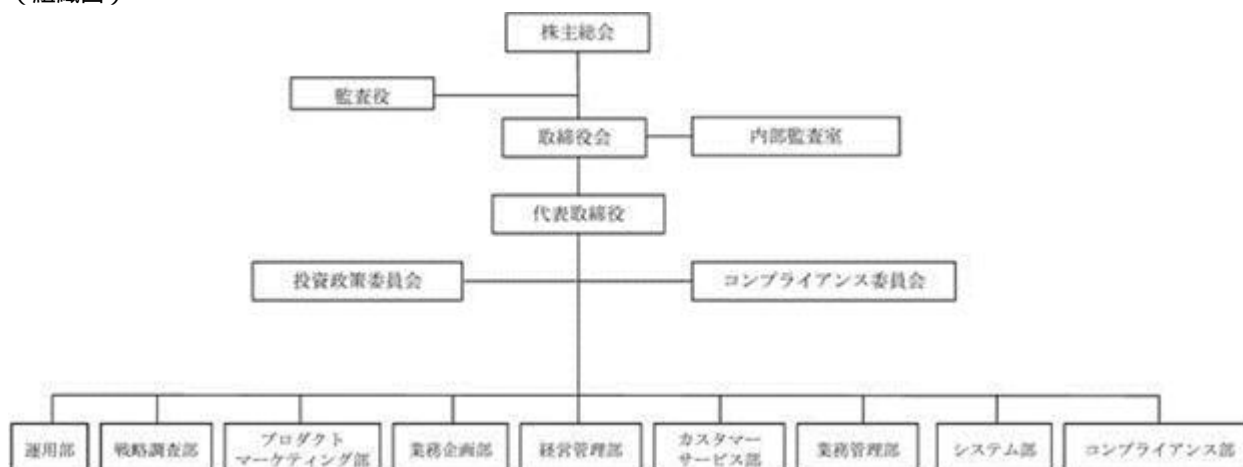
2015年 9月30日	資本金	567百万円に増資
2015年12月25日	資本金	574.5百万円に増資
2016年 7月21日	資本金	582百万円に増資
2016年10月28日	資本金	594.3百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

（組織図）



（略）

< 訂正後 >

(1) 資本金の額（2021年2月末日現在）

現在の資本金の額	5億9,430万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	23,372株

最近5年間における主な資本金の額の増減は以下の通りです。

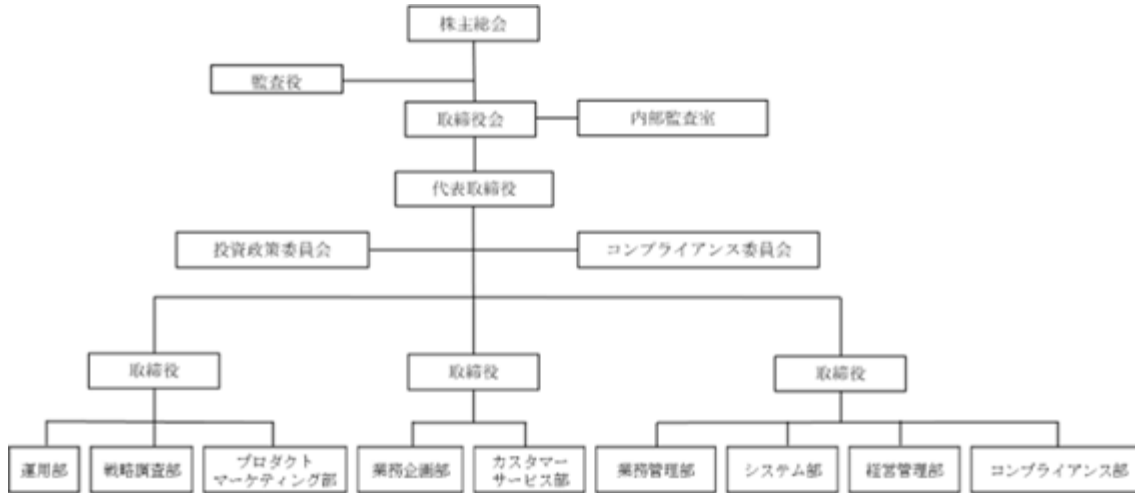
2016年 7月21日	資本金	582百万円に増資
2016年10月28日	資本金	594.3百万円に増資

(2) 委託会社の機構（2021年2月末日現在）

会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

（組織図）



（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は2021年2月末日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	4	2,638
単位型株式投資信託	4	5,718
合計	8	8,357

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<更新後>

1. 委託会社であるTORANOTEC 投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第22期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、第23期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			34,023		57,758
直販顧客分別金信託			2,052		3,950
未収委託者報酬			5,572		15,849
未収収益			2,193		2,498
前払費用			3,050		4,946
立替金	1		5,074		1,776
未収消費税等			18,626		38,918
預け金			4,595		21,364
その他	1		4,262		2,317
流動資産計			79,451		149,380
固定資産					
有形固定資産					
建物		11,046		11,046	
減価償却累計額		1,565		2,317	
減損損失累計額			9,480	8,729	
工具、器具及び備品		6,777		2,973	
減価償却累計額		6,298		2,456	
減損損失累計額			478	516	
リース資産		3,724		3,724	
減価償却累計額		1,489		2,234	
減損損失累計額			2,234	1,489	
有形固定資産計			12,194		
無形固定資産					
ソフトウェア			25,725		
無形固定資産計			25,725		
投資その他の資産					
敷金			27,290		27,290
差入保証金			1,250		1,250
投資その他の資産計			28,540		28,540
固定資産計			66,459		28,540
資産合計			145,910		177,921

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			6,750		9,370
未払金					
未払手数料			2,892		7,931
その他未払金	1		53,624		63,006
未払費用			1,901		1,740
リース債務			804		804
未払法人税等			2,784		3,033
賞与引当金			4,266		6,319
流動負債計			73,024		92,206
固定負債					
リース債務			1,608		804
繰延税金負債			1,099		1,014
退職給付引当金			2,409		4,540
資産除去債務			4,175		4,175
固定負債計			9,292		10,533
負債合計			82,316		102,740
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			594,300		594,300
資本剰余金					
資本準備金		354,300		354,300	
その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金合計			355,765		355,765
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		886,471		874,885	
利益剰余金合計			886,471		874,885
株主資本合計			63,594		75,180
純資産合計			63,594		75,180
負債純資産合計			145,910		177,921

（ 2 ） 【 損益計算書 】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		7,527		31,813	
その他営業収益		32,100		78,816	
営業収益計			39,627		110,630
営業費用					
支払手数料	1	40,776		102,595	
広告宣伝費		107,073		272,257	
受益証券発行費		534		598	
調査費					
調査費		11,701		23,446	
委託調査費		1,451		1,477	
委託計算費		42,491		43,327	
営業雑経費					
通信費		25,587		46,092	
協会費		633		749	
諸会費		563		499	
減価償却費		9,826		10,168	
その他営業雑経費		10,855		11,214	
営業費用計			251,494		512,427
一般管理費					
給料					
役員報酬		18,180		18,240	
給料・手当		88,402		104,439	
賞与		3,635		5,119	
賞与引当金繰入額		4,263		6,319	
交際費		416		274	
旅費交通費		1,608		1,652	
租税公課		4,585		5,161	
不動産賃借料		16,116		17,011	
諸経費		53,039		63,664	
一般管理費計			190,247		221,881
営業損失 ()			402,114		623,678

		前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
受取利息		0		0	
雑益		55		66	
営業外収益計			55		66
営業外費用					
支払利息		146		146	
営業外費用計			146		146
経常損失()			402,206		623,759
特別利益					
受贈益	1	400,000		665,000	
特別利益計			400,000		665,000
特別損失					
減損損失	2	288		29,450	
特別損失計			288		29,450
税引前当期純利益又は純損失()			2,494		11,790
法人税、住民税及び事業税			290		290
法人税等調整額			85		85
当期純利益又は純損失()			2,698		11,586

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	594,300	354,300	1,465	355,765
事業年度中の変動額				
当期純損失（ ）				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	594,300	354,300	1,465	355,765

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	883,773	883,773	66,292	66,292
事業年度中の変動額				
当期純損失（ ）	2,698	2,698	2,698	2,698
事業年度中の変動額合計	2,698	2,698	2,698	2,698
当期末残高	886,471	886,471	63,594	63,594

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	594,300	354,300	1,465	355,765
事業年度中の変動額				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	594,300	354,300	1,465	355,765

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	886,471	886,471	63,594	63,594
事業年度中の変動額				
当期純利益	11,586	11,586	11,586	11,586
事業年度中の変動額合計	11,586	11,586	11,586	11,586
当期末残高	874,885	874,885	75,180	75,180

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 工具、器具及び備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は次のとおりです。 ソフトウェア 5年</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
2．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

（未適用基準注記）

1．収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響は、評価中であります。

2．時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による影響は、評価中であります。

3．会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）

（1）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（2）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

（表示方法の変更）

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」のその他に表示していた8,858千円は、「預け金」4,595千円、「その他」4,262千円として組み替えております。

損益計算書

前事業年度において、「一般管理費」の「交際費」に含めていたユーザーへのプレゼント費用は、取引実態をより適切に表示するために、当事業年度より「営業費用」の「広告宣伝費」に加算掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「交際費」に表示していた4,349千円は、「交際費」416千円、「営業費用」の「広告宣伝費」に3,932千円加算として組み替えております。

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。	1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。
立替金 5,074	立替金 226
流動資産・その他 1,158	その他未払金 4,976
その他未払金 22,003	

（損益計算書関係）

（単位：千円）

前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）															
<p>1 関係会社項目</p> <p>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>親会社へのシステム利用料 18,077</p> <p>親会社からの受贈益 400,000</p>	<p>1 関係会社項目</p> <p>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>親会社へのシステム利用料 28,699</p> <p>親会社からの受贈益 665,000</p> <p>2 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オフィス設備等</td> <td>建物</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>PC、通信機器等</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>サーバー、ルーター</td> <td>リース資産</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>投信計理システム等</td> <td>ソフトウェア</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記資産については収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。</p> <p>その内訳は、建物8,729千円、工具、器具及び備品516千円、リース資産1,489千円、ソフトウェア18,715千円であります。</p> <p>原則として単一の事業であるため、全体の事業用資産を単一の資産としてグルーピングしております。</p> <p>なお、事業用資産については、回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を零まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p>	用途	種類	場所	オフィス設備等	建物	東京都港区	PC、通信機器等	工具、器具及び備品	東京都港区	サーバー、ルーター	リース資産	東京都港区	投信計理システム等	ソフトウェア	-
用途	種類	場所														
オフィス設備等	建物	東京都港区														
PC、通信機器等	工具、器具及び備品	東京都港区														
サーバー、ルーター	リース資産	東京都港区														
投信計理システム等	ソフトウェア	-														

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	23,372			23,372

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	23,372			23,372

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 データセンター内に設置したサーバーおよびネットワーク機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

顧客資産を分別管理するための直販顧客分別金信託は、信託銀行において分別保全されており、「信託法」その他関係法令等により規制されているためリスクは極めて軽微であります。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。営業債権である未収収益、立替金、預け金については、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である預り金、未払手数料、その他未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。リース債務の償還日は2022年3月であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2019年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）をご参照下さい。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	34,023	34,023	
(2) 直販顧客分別金信託	2,052	2,052	
(3) 未収委託者報酬	5,572	5,572	
(4) 未収収益	2,193	2,193	
(5) 立替金	5,074	5,074	
(6) 預け金	4,595	4,595	
資産計	53,511	53,511	
(1) 預り金	6,750	6,750	
(2) 未払手数料	2,892	2,892	
(3) その他未払金	53,624	53,624	
(4) 未払費用	1,901	1,901	
(5) リース債務	2,413	2,455	42
負債計	67,582	67,624	42

当事業年度（2020年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）をご参照下さい。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	57,758	57,758	
(2) 直販顧客分別金信託	3,950	3,950	
(3) 未収委託者報酬	15,849	15,849	
(4) 未収収益	2,498	2,498	
(5) 立替金	1,776	1,776	
(6) 預け金	21,364	21,364	
資産計	103,197	103,197	
(1) 預り金	9,370	9,370	
(2) 未払手数料	7,931	7,931	
(3) その他未払金	63,006	63,006	
(4) 未払費用	1,740	1,740	
(5) リース債務	1,608	1,697	88
負債計	83,658	83,746	88

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬 (4) 未収収益 (5) 立替金 (6) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払手数料 (3) その他未払金 (4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
敷金	27,290	27,290
差入保証金	1,250	1,250

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	34,023			
直販顧客分別金信託	2,052			
未収委託者報酬	5,572			
未収収益	2,193			
立替金	5,074			
預け金	4,595			
合計	53,511			

当事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	57,758			
直販顧客分別金信託	3,950			
未収委託者報酬	15,849			
未収収益	2,498			
立替金	1,776			
預け金	21,364			
合計	103,197			

(注4)リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
リース債務	804	1,608		
合計	804	1,608		

当事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
リース債務	804	804		
合計	804	804		

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度（退職一時金制度）を採用しております。退職一時金制度（内部積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、自己都合退職金要支給額を基に計算した簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付引当金の期首残高と期末残高

(単位：千円)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高 1,460	退職給付引当金の期首残高 2,409
退職給付の支払額	退職給付の支払額
退職給付費用 949	退職給付費用 2,131
退職給付引当金の期末残高 2,409	退職給付引当金の期末残高 4,540

3. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 949千円 当事業年度 2,131千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金(注)2	325,802	491,935
未払事業税	763	840
賞与引当金	1,306	1,934
資産除去債務	1,278	1,278
退職給付引当金	737	1,390
減損損失		9,017
その他	42	28
繰延税金資産 小計	329,931	506,425
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	325,802	491,935
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,129	14,489
評価性引当額 小計(注)1	329,931	506,425
繰延税金資産 合計		
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	1,099	1,014
繰延税金負債合計	1,099	1,014
繰延税金負債の純額	1,099	1,014

(注)1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じております。当該変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金の増加によるものです。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（ ）	14,373	5,377			49,383	256,668	325,802
評価性引当額	14,373	5,377			49,383	256,668	325,802
繰延税金資産							

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（ ）	5,377			49,383	12,940	424,234	491,935
評価性引当額	5,377			49,383	12,940	424,234	491,935
繰延税金資産							

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率		30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		76.8%
受贈益の益金不算入		1,727.0%
住民税均等割		2.5%
繰越欠損金の期限切れ		121.9%
評価性引当額の増減額		1,496.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		1.7%

（注）前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

ビル指定業者に依頼した原状回復工事に係る見積りに基づいて計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

期首残高	増加	減少	期末残高
4,175			4,175

（セグメント情報等）

＜セグメント情報＞

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

＜関連情報＞

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	トラノコ サービス	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	21,363	7,527	10,736	39,627

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	香港	合計
営業収益	28,890	10,736	39,627

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	Global Student Accommodation Limited Company
営業収益	10,736

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	トラノコ サービス	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	68,016	31,813	10,800	110,630

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

	日本	香港	合計
営業収益	99,830	10,800	110,630

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	GSA学生寮ファンド（投資信託）
営業収益	12,898

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	TORANOTEC株式会社	東京都港区	1,643,968	フィンテック	被所有 100%	資金援助	寄付金の受取 (注)2	400,000	立替金	5,074
						基幹システム提供	システム利用料の支払 (注)3	18,077	流動資産・その他 その他未払金	1,158 22,003
						役員の兼任				

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1： 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2： 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注)3： システム利用料については、両社協議により算定し、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社（未上場）

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権 等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	TORANOTEC株式会社	東京都港区	1,643,968	フィンテック	被所有 100%	資金援助	寄付金の受取 (注)2	665,000	-	-
						基幹システム提供	システム利用料の支払 (注)3	28,699	その他未払金	3,101
						ポイント加算に関する業務提携	広告宣伝費の支払 (注)4	16,894	その他未払金	1,875
					役員の兼任					

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1： 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2： 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注)3： システム利用料については、両社協議により算定し、決定しております。

(注)4： 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社（未上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,720円95銭	1株当たり純資産額	3,216円68銭
1株当たり当期純損失金額	115円46銭	1株当たり当期純利益金額	495円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益(又は純損失())金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益又は純損失()(千円)	2,698	11,586
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は純損失() (千円)	2,698	11,586
普通株式の期中平均株式数(株)	23,372	23,372

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2020年9月30日)
区分	注記 番号	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		50,429
直販顧客分別金信託		3,127
未収委託者報酬		16,694
未収収益		2,486
前払費用		5,279
立替金		2,638
未収消費税等	1	55,959
預け金		1,606
その他		7,035
流動資産合計		145,258
固定資産		
有形固定資産		
建物		11,046
減価償却累計額		2,317
減損損失累計額		8,729
工具、器具及び備品		2,973
減価償却累計額		2,456
減損損失累計額		516
リース資産		3,724
減価償却累計額		2,234
減損損失累計額		1,489
有形固定資産合計		
投資その他の資産		
敷金		27,290
差入保証金		1,250
投資その他の資産合計		28,540
固定資産合計		28,540
資産合計		173,799

		当中間会計期間 (2020年9月30日)
区分	注記 番号	
(負債の部)		
流動負債		
預り金		14,616
未払金		
未払手数料		9,468
その他未払金		50,647
未払費用		2,675
リース債務		804
未払法人税等		2,639
賞与引当金		6,306
流動負債合計		87,158
固定負債		
リース債務		402
繰延税金負債		971
退職給付引当金		9,812
資産除去債務		4,175
固定負債合計		15,361
負債合計		102,519
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		594,300
資本剰余金		
資本準備金		354,300
その他資本剰余金		1,465
資本剰余金計		355,765
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		878,785
利益剰余金計		878,785
株主資本合計		71,280
純資産合計		71,280
負債純資産合計		173,799

（単位：千円）

(2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
区分	注記 番号	
営業収益		101,273
営業費用		251,759
一般管理費		118,238
営業損失()		268,724
営業外収益		0
営業外費用		73
経常損失()		268,797
特別利益		
受贈益	1	265,000
特別利益計		265,000
税引前中間純損失()		3,797
法人税、住民税及び事業税		145
法人税等調整額		42
中間純損失()		3,899

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	594,300	354,300	1,465	355,765
当中間期変動額				
中間純損失（ ）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	594,300	354,300	1,465	355,765

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	874,885	874,885	75,180	75,180
当中間期変動額				
中間純損失（ ）	3,899	3,899	3,899	3,899
当中間期変動額合計	3,899	3,899	3,899	3,899
当中間期末残高	878,785	878,785	71,280	71,280

注記事項

（重要な会計方針）

<p>1．固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 工具、器具及び備品 4～10年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な償却年数は次のとおりです。 ソフトウェア 5年</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>2．引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
<p>3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2020年9月30日)
1. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1. 受贈益 265,000千円 全額が親会社から受領した支援金であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	23,372	-	-	23,372

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（2020年9月30日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)をご参照下さい）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	50,429	50,429	
(2) 直販顧客分別金信託	3,127	3,127	
(3) 未収委託者報酬	16,694	16,694	
(4) 未収収益	2,486	2,486	
(5) 立替金	2,638	2,638	
(6) 預け金	1,606	1,606	
資産計	76,984	76,984	
(1) 預り金	14,616	14,616	
(2) 未払手数料	9,468	9,468	
(3) その他未払金	50,647	50,647	
(4) 未払費用	2,675	2,675	
(5) リース債務	1,206	1,284	78
負債計	78,614	78,691	

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬 (4) 未収収益
(5) 立替金 (6) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払手数料 (3) その他未払金 (4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
敷金	27,290
差入保証金	1,250

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	増加	減少	中間期末残高
4,175			4,175

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	トラノコ サービス	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	66,268	29,604	5,400	101,273

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	GSA学生寮ファンド (投資信託)
営業収益	10,666

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

< 1株当たり純資産額 >

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,049.82円

< 1株当たり中間純損失金額 >

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり中間純損失金額 ()	166.86円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純損失算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失金額 () (千円)	3,899
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純損失 () (千円)	3,899
普通株式の期中平均株式数 (株)	23,372

（重要な後発事象）

（親会社における第三者割当増資）

当社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2021年3月18日開催の取締役会及び2021年3月29日開催の株主総会において、第三者割当増資による新株発行を決議し、2021年3月31日に払込を完了しております。なお、当社は親会社からの資金援助を受けております。

(1) 発行株式数	C種優先株式 3,380株
(2) 払込金額	1株につき295,799円
(3) 払込金額の総額	999,800,620円
(4) 増加する資本金及び資本準備金	資本金：499,900,310円 資本準備金：499,900,310円
(5) 資金使途	一般運転資金、財務基盤強化

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社りそな銀行	2,799億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2020年3月末日現在

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円 ¹	金融商品取引業
株式会社SBI証券	48,323百万円 ¹	金融商品取引業
松井証券株式会社	11,945百万円 ¹	金融商品取引業
香川証券株式会社	555百万円 ²	金融商品取引業

1 2020年6月30日現在

2 2020年3月31日現在

当ファンドの委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社は、販売会社としての役割も有しております。なお、今後販売会社が追加される可能性があります。

< 訂正後 >

(1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社りそな銀行	2,799億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2020年9月末日現在

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円（2020年9月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円 ¹	金融商品取引業
株式会社SBI証券	48,323百万円 ¹	金融商品取引業
松井証券株式会社	11,945百万円 ¹	金融商品取引業
香川証券株式会社	555百万円 ²	金融商品取引業

1 2020年12月末日現在

2 2020年3月31日現在

当ファンドの委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社は、販売会社としての役割も有しております。なお、今後販売会社が追加される可能性があります。

独立監査人の中間監査報告書

2021年2月24日

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTORANOTECアクティブジャパンの2020年7月21日から2021年1月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TORANOTECアクティブジャパンの2021年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年7月21日から2021年1月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、TORANOTEC投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

TORANOTEC投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC 投信投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月9日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC投信投資顧問株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TORANOTEC投信投資顧問株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2021年3月18日開催の取締役会及び2021年3月29日開催の株主総会において、第三者割当増資による新株発行を決議し、2021年3月31日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は独立監査法人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。